

動物実験の実施体制に関する検証結果の対応

平成22年6月15日

当研究所は、平成21年5月18日、国立大学法人動物実験施設協議会の会長に、文部科学省告示「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」の規定に基づく「動物実験の実施体制に関する検証」を「動物実験に関する相互検証プログラム」に沿った実施を申請しました。この申請により、検証委員会から平成21年10月1日に訪問調査があり、検証結果を平成21年12月25日付けの「動物実験に関する検証結果報告書」として受理しました。この検証結果報告書の中の「改善に向けた意見」に対して、当研究所では以下の対応を行い、引き続き適正な動物実験の実施体制の充実に努めてまいります。

改善に向けた意見－1

- I. 規程及び体制等の整備状況
4. 安全管理を要する動物実験の実施体制

一部施設の作業要領に遺伝子組換え動物に関する記述がない点は、調査実施日までに改善されており、現時点における評価は「該当する動物実験の実施体制が定められている」と判断できる。また、病原体の感染実験および有害化学物質の投与実験は、作業要領に盛り込むのではなく独立した規程を策定するなど、より判りやすいバイオハザード対策の確立を検討されたい。

→ 当研究所の対応：

動物実験だけでなく研究所で行われているすべての実験について、バイオセーフティの観点からの見直しを行い、平成22年中に新たな規程として制定して、安全管理体制のより一層の充実に努めます。

改善に向けた意見－2

- I. 規程及び体制等の整備状況
5. 実験動物の飼養保管の体制

霊長類の飼養には、動物福祉や危害防止の上で特別な配慮・知識・技術を要するため、統括的な実験動物管理者や獣医師のもとで、より良い管理体制の構築に向けて継続的な努力を期待する。

→ 当研究所の対応：

現在の獣医師を含めた実験動物の管理体制の維持、関係者への継続的な実技講習を含めた教育訓練を行い、動物福祉と危害防止に努め、適正な管理体制の強化に努めてまいります。

改善に向けた意見－ 3

Ⅱ. 実施状況

5. 施設等の維持管理状況

施設建設後の年数を考慮して、計画的な設備更新計画を検討されたい。

→ 当研究所の対応：

今後 5～10 年程度は、実験動物施設の稼働状況、今後の使用計画を踏まえて、実験動物の適正な飼養環境保持のために、飼養場所の温湿度管理のための空調改修、衛生レベルの維持のために特殊飼育装置の導入などによる補強を行い、老朽化した実験動物施設の維持、管理に努めます。その後につきましては、当研究所の社会的責務や中期目標を鑑み、適正な実験動物施設として効率的な施設運用が出来るように努めます。

また、実験動物施設の統廃合に伴う際に新たな施設を建設するなどの必要性が生じた際には、十分に検討した上で適切に施設整備を進めてまいります。

改善に向けた意見－ 4

Ⅱ. 実施状況

6. 教育訓練の実施状況

実験動物管理者は実験動物福祉の要であるので、所内の教育訓練だけでなく、関連学協会のセミナーや講習会に参加するなど、より専門性の高い、高度の教育訓練を受講することが望まれる。

→ 当研究所の対応：

これまで以上に実験動物管理者の関連学協会の講習会への参加、発表を行い、高度な専門性の維持に努めてまいります。

以上